

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第 14 号

東日本大震災により被災した被保険者に係る新潟県後期高齢者医療保険料減免取扱要綱（平成 23 年新潟県後期高齢者医療広域連合告示第 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 5 月 15 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸



第 2 条第 2 号中「並びに」を「、」に改め、「及び令和 5 年 4 月 1 日」を削り、「双葉町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）」を「双葉町の一部及び浪江町の一部）の区域及び令和 5 年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域（飯舘村の一部及び富岡町の一部）の区域」に改め、同条第 3 号中「令和 4 年」を「令和 5 年」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号本文中「旧避難指示区域等」の次に「（平成 27 年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除く。）」を加え、「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度」を「令和 6 年度」に改め、同号ただし書中「平成 26 年まで」を「平成 27 年中」に、「令和 5 年度」を「令和 6 年度」に改め、同項第 2 号中「令和 4 年度末」を「令和 5 年度末」に、「令和 5 年 4 月以後」を「令和 6 年 4 月以後」に、「令和 4 年度」を「令和 5 年度」に改め、同項第 3 号中「令和 4 年度及び令和 5 年 4 月 1 日」を「令和 5 年 4 月 2 日以降令和 5 年度」に、「葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部」を「飯舘村の一部」に、「令和 5 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 5 年 4 月分から 9 月分まで」を「令和 6 年 4 月分から 9 月分まで」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

東日本大震災により被災した被保険者に係る新潟県後期高齢者医療保険料減免取扱要綱一部改正 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 旧避難指示区域等 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む)、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点)、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(檜葉町の一部)、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等(双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)の区域等、<u>令和4年度</u>に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(葛尾村の一部、大熊町の一部、<u>双葉町の一部及び浪江町の一部</u>)の区域及び令和5年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域(飯館村の一部及び富岡町の一部)の区域をいう。</p> <p>(3) 上位所得層 世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和5年における高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯をいう。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(減免措置)</p> <p>第4条 減免する保険料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等(平成27年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除く。)に住所を有していたことにより避難等した被保険者であって、令和7年3月31日までに普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下</p> | <p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 旧避難指示区域等 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む)、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点)、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(檜葉町の一部)、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等(双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)の区域等並びに令和4年度及び令和5年4月1日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(葛尾村の一部、大熊町の一部、<u>双葉町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部</u>)<u>をいう。</u></p> <p>(3) 上位所得層 世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和4年における高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯をいう。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(減免措置)</p> <p>第4条 減免する保険料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等<u>に住所を有していたこと</u>により避難等した被保険者であって、令和6年3月31日までに普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>同じ。)が到来する<u>令和6年度相当分の保険料</u>。ただし、<u>平成27年中</u>に指定が解除された旧避難指示区域等の被保険者にあつては、<u>令和6年度相当分の保険料額の半額</u>とする。</p> <p>(2) 避難指示区域等に住所を有していたことにより避難等した被保険者であつて、<u>令和5年度末</u>に資格を取得したこと等により、<u>令和6年4月以後</u>に普通徴収の納期限が到来する<u>令和5年度相当分の保険料</u></p> <p>(3) 第1号の規定にかかわらず、<u>令和5年4月2日以降令和5年度</u>に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（<u>飯館村の一部</u>及び富岡町の一部）の世帯に属する上位所得層の被保険者にあつては、<u>令和6年度相当分保険料の減免額は、令和6年4月分から9月分までに相当する月割算定額</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> | <p>同じ。)が到来する<u>令和5年度相当分の保険料</u>。ただし、<u>平成26年までに</u>指定が解除された旧避難指示区域等の被保険者にあつては、<u>令和5年度相当分の保険料額の半額</u>とする。</p> <p>(2) 避難指示区域等に住所を有していたことにより避難等した被保険者であつて、<u>令和4年度末</u>に資格を取得したこと等により、<u>令和5年4月以後</u>に普通徴収の納期限が到来する<u>令和4年度相当分の保険料</u></p> <p>(3) 第1号の規定にかかわらず、<u>令和4年度及び令和5年4月1日</u>に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（<u>葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部</u>及び富岡町の一部）の世帯に属する上位所得層の被保険者にあつては、<u>令和5年度相当分保険料の減免額は、令和5年4月分から9月分までに相当する月割算定額</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> |

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。